

第1章 会員及び会費

(会員の要件等)

第1条 定款第6条に規定する会員のうち、正会員、学識会員及び特別会員になるには、入会申込書の提出に当たって正会員または学識会員の2者から推薦状を得ているものとする。

2 理事会が会員の入会の承認を行うに当たっては、事前に幹事会の意見を聴かなければならない。

(会費)

第2条 定款第8条に規定する会員の会費は次のとおりとする。

(1) 正会員及び特別会員の年会費は50,000円とする。

ただし、会員数1,000人以上5,000人未満の正会員の年会費は30,000円、会員数1,000人未満の正会員の年会費は20,000円とする。ここで正会員の会員数とは、各学協会の定款・規約等で定めた「会員」の総数をいう。

(2) 学識会員の年会費は5,000円とする。

(3) 賛助会員の年会費は、1口50,000円で、1口以上とする。

(防災連携委員)

第3条 正会員及び特別会員は、防災連携委員を各2名選任し、速やかにこの法人に届け出なければならない。防災連携委員に変更を生じたときも同様とする。

2 防災連携委員は、この法人に対して正会員または特別会員を代表して連絡調整を担うとともに、この法人の事業を推進する。

第2章 理事及び理事会

(理事について)

第4条 理事は、この法人の運営の実務に携わる者とする。

(理事及び監事の選任等)

第5条 理事会は、理事の選任決議を行うため、第9条の幹事会が選定した理事候補者に基づき、理事選任候補者の名簿を総会に提出しなければならない。

2 監事の選任についても前項と同様とする。ただし、前項の「理事選任候補者」とあるのは「監事選任候補者」と、「理事候補者」とあるのは「監事候補者」と読み替えるものとする。

(欠員)

第6条 定款第24条に規定する役員の欠員の補欠の選任は、理事または監事の在任者が、定款第20条において定めた定数を下回った場合に行う。

(理事会について)

第7条 定款第13条で規定する事業計画の案を理事会が総会に提出するに当たっては、事前に幹事会での審議を経るものとする。

2 会員の入会審査及び委員会の設置に当たっては、理事会は事前に幹事会の意見を聴くものとする。

(理事会の運営)

第8条 定款28条に規定する理事会は、原則として、半年に1回以上開催するものとする。

2 理事会は、必要に応じ、定款第20条第1項に規定する役員以外の者の理事会への出席を求めることができる。

第3章 幹事会

(幹事会について)

第9条 定款第41条の規定により、この法人の事業を遂行するため、幹事会を設ける。

2 幹事会は、防災連携委員及び学識会員から選任された幹事をもって構成する。

3 幹事会は、幹事のうちから、代表幹事2名、副代表幹事2名、運営幹事2名を選任する。

4 代表幹事は、幹事会を代表して、この法人の事業を遂行する。

5 副代表幹事は、代表幹事を補佐する。

6 運営幹事は、この法人の事業の遂行において、代表幹事を補佐する。

(幹事会の運営等)

第10条 幹事会は、前条に加え、理事会の業務遂行のため、第7条に規定する法人の事業計画案について収支計画に配慮しつつ検討をし、その意見を理事会に伝える。

2 幹事会は、会員の入会及び委員会の設置について検討し、理事会にその意見を伝える。

(幹事の選任等)

第11条 幹事は、10名以上24名以内とする。

2 幹事は、幹事会でその候補者案を作成し、理事会が承認する。

3 幹事の半数以上は、防災連携委員から選任する。

4 幹事は、理事を兼務することができる。

(幹事の任期等)

第12条 幹事の任期は、この法人の理事の任期と同じ期間とする。再任を妨げない。

2 補欠として選任された幹事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第4章 委員会

(委員会について)

第13条 定款第42条の規定により、この法人の事業を遂行するため、委員会を設ける。

- 2 委員会は、その任務遂行のため、防災連携委員及び学識会員から選任された委員をもって構成し、必要がある場合は、それら以外の専門家を委員に加えることができる。
- 3 委員会は、委員長を委員の中から互選によって決める。
- 4 委員長は、委員会を統括する。
- 5 委員の任期は、2年以内とする。
- 6 委員会を設ける時には、その目的、委員構成、運営方法などを規定し、理事会の承認を得るものとする。

第5章 主担当学協会と副担当学協会

(主担当学協会、副担当学協会)

第14条 この法人の事業の遂行及び幹事会の運営を支援するため、幹事会は、正会員の中から主担当学協会及び副担当学協会を選任する。

- 2 副担当学協会は、後任として主担当学協会になる予定の学協会であり、その任期中において主担当学協会の活動を補佐する。
- 3 主担当学協会及び副担当学協会の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(規則の変更)

第15条 本規則は、総会の決議をもって変更することができる。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月20日【臨時総会での決議による制定日】から施行する。
- 2 第2条の会費の規定は、この法人の設立の日から令和3年6月30日までの最初の事業年度に正会員及び学識会員となった者には適用せず、その年度の年会費を納めることを要さない。
- 3 この規則の施行時の幹事会の幹事は、次のとおりとし、その任期は第12条の規定により、この法人の第2の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。
防災連携委員 大友康裕、塚田幸広、橋田俊彦、森本章倫、山本佳世子
学識会員 田村和夫、永野正行、目黒公郎、米田雅子、和田章
- 4 この規則の施行時の主担当学協会及び副担当学協会は、それぞれ一般社団法人日本災害医学会及び公益社団法人日本都市計画学会とする。